

独立行政法人国立病院機構東尾張病院 倫理会議規程

(目的)

- 第1条 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（以下「東尾張病院」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）において、入院対象者の同意によらない治療行為を開始する必要性に関して、事前の協議により適否を決定するとともに、同意によらない治療を継続している入院対象者に関して報告聴取し評価を行う。また、緊急的に同意によらない治療行為を行った場合、ならびに修正型電気けいれん療法実施時を含め麻酔薬など強力な鎮静を行った場合について報告聴取し、事後評価を行う。
- 2 前項の目的を達成するため、第3病棟倫理会議（以下「倫理会議」という。）を設置する。

(医療観察法倫理会議規程の閲覧)

- 第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

(構成員)

- 第3条 倫理会議の構成員は、下記のとおりとする。
- 一 精神医学の専門家
 - 二 東尾張病院構成員
院長、副院長、司法精神医学部長、事務長、総看護師長、司法精神医学科医長、第3病棟看護師長
- 2 構成員の任期は特に定めないが、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

(開催方法等)

- 第4条 倫理会議は東尾張病院において開催することとし、その運営は下記により行う。
- 一 議長は院長とし、議事進行を行う
 - 二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する。
 - 三 開催回数は原則月2回とするが、各構成員から開催の要請があった場合は、必要に応じ、臨時の連絡会議を開催することができる。
 - 四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる
 - 五 この会議の庶務は東尾張病院医療観察法係長が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

(倫理会議の議題)

第5条 倫理会議の議題は、以下のとおりとする。

- 一 本人の同意によらない治療の事前申請
- 二 本人の同意によらない治療の事後申請
- 三 一および二の審査方法
 - ① 治療内容
 - ② 治療評価会議の意見（共通評価項目を含む）
 - ③ 本人の同意能力についての検討
 - ④ 治療説明をつくしたかの検討
 - ⑤ 倫理会議の結論
- 四 治療・病棟運営における倫理的問題の討議

(附則)

施行期日

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(附則)

施行期日

この規程は、平成20年4月1日から施行する。